

別表

工 種 及 び 内 容

事業種目	工 種	内 容
1 漁 港 施 設 整 備	(1) 外郭施設整備	漁港漁場整備法第3条第1号のイに掲げる防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、突堤及び胸壁並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものの整備
	(2) 水域施設整備	漁港漁場整備法第3条第1号のハに掲げる航路及び泊地並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものの整備
	(3) 係留施設整備	漁港漁場整備法第3条第1号のロに掲げる岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋及び船揚場並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものの整備
	(4) 輸送施設整備	漁港漁場整備法第3条第2号のイに掲げる鉄道、道路、駐車場、橋及び運河並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものの整備
	(5) 漁港施設用地整備	漁港漁場整備法第3条第2号のハに掲げる漁港施設用地及びこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものの整備
2 漁 場 造 成	(1) 魚礁整備	主として魚類の蜻集、発生及び育成が効率的に行われ生産性が高い魚礁漁場を造成するために行う耐久性構造物の設置
	(2) 増殖場整備	海域及びこれに接続する陸地において有用水産物の発生及び生育に適した環境を整備するために行う着定基質の設置、消波施設等の設置、海水交流施設の設置、中間育成施設の設置及び用地の造成並びにこれらに関連する施設の設置
	(3) 養殖場整備	海域及びこれに接続する陸地のうち、未利用の状態にある養殖適地に生産性の高い養殖漁場を造成するために行う消波施設等の設置、区画施設の設置、海水交流施設の設置、底質改善及び用地の造成並びにこれらに関連する施設の設置
3 漁 場 環 境 保 全	(1) 漁場公害防止対策	汚泥その他公害の原因となる物質がたい積し、又は水質が汚濁している漁場において実施されるしゅんせつ事業、導水事業、覆土事業及び耕うん事業
	(2) 環境保全創造	効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るために行うたい積物の除去、放置座礁船の処理、底質改善、海水交流施設の設置、着定基質の設置並びにこれらに関連する施設の設置
4 漁 港 水 域 環 境 保 全	(1) 漁港公害防止対策	漁港区域内の水域における汚泥その他公害の原因となるたい積物の除去、又は水質改善を図るための導水施設の整備のうち、公害防止計画（環境基本法（平成5年法律第91号）第17条第3項の規定により作成したもの）に基づいて実施するもの
	(2) 水域環境保全	漁港区域内における水質の保全等水域の環境保全のために実施するもの（公害防止計画に基づいて実施するものを除く）
5 漁	漁港環境施設整備	植栽、休憩所、運動施設、親水施設、安全情報伝達施設等漁港の環境向上に必要な施設の整備並びにこれらの施設及びゴミ処理

港 環 境 施 設 整 備		施設の整備に必要な用地の造成
6 漁 業 集 落 環 境 施 設 整 備	(1) 漁業集落道整備	漁業活動及び漁港の利用の増進を図るために行う臨港道路等の漁港施設、漁港関連道又は環境改善施設と集落内とを結ぶ道路の整備
	(2) 水産飲雑用水施設整備	船舶給水、漁獲物の洗浄、水産加工等を主体とする水産飲雑用水の供給に必要な施設の整備又は改築
	(3) 漁業集落排水施設整備	漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境の改善を図るために行う雨水、汚水の排水に必要な施設及びこれに付帯する処理施設の整備又は改築
	(4) 防災安全施設整備	漁村及び漁港施設の保全と防災安全のために必要な施設の整備
	(5) 緑地・広場施設整備	快適にして潤いのある漁業集落の形成及びその住民の健康増進のために必要な施設の整備
	(6) 土地利用高度化再編整備	集落の生活環境の改善、生活利便の向上及び防災安全の確保を図るために行う土地の再編整理及び施設の整備
	(7) 地域資源利活用基盤施設整備	地域資源を利活用して、漁業生産の補完及び生活環境の改善を図るために必要な施設の整備
	(8) 用地整備	漁村環境の改善に必要な施設用地及び防災空地を兼ねた緑地、広場等の用地の整備
7 市 町 村 創 造 型 整 備	市町村創造型整備	漁村再生計画に定める目標及び指標の達成に必要であり、事業実施主体の提案する地域の創造力を活かした整備（総事業費の10%以内）